

知的財産戦略専門調査会の設置等について

平成 14 年 1 月 30 日
総合科学技術会議

- 1．総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に知的財産戦略専門調査会を設置する。

知的財産戦略専門調査会は、我が国全体として、研究開発投資の拡充に対応した成果の創出と確保を図り、国際競争力の強化に結びつけるため、知的財産の保護と活用に関する総合的な戦略について調査・検討を行う。

- 2．総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、知的財産に関して調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。

知的財産に関する検討課題について

我が国全体として、研究開発投資の拡充に対応した成果の創出と確保を図り、国際競争力の強化に結びつけていくため、知的財産の保護と活用に関する総合的な戦略を策定。

このため、科学技術の観点から、以下のような課題について調査・検討。

【検討課題（例）】

1．国の研究開発投資に対応した知的財産の創出と確保

- (1) 我が国の知的財産の確保を目指した研究開発の在り方
(パイドール条項など研究開発制度上の知的財産の取扱い等)
- (2) 知的財産を重視した大学等の研究開発システム改革
(知的財産の機関帰属、適正な管理、権利化の促進等)

2．先端技術分野における知的財産の保護と活用

- (1) 先端技術に関する知的財産の戦略的な保護
(国際比較も踏まえた特に保護すべき分野・領域の明確化等)
- (2) ライフサイエンス・IT等分野別の課題への対応
(

{	ライフサイエンス: 遺伝子、タンパク質や新たな医療技術・医薬品の特許等、 IT: ITを活用した新技術の保護、ネットワーク上の知的財産の保護と流通等
---	---

)

3 . 知的財産の創出・確保・活用のための基盤整備

- (1) 知的財産保護の拡充・強化
(職務発明制度の在り方、営業秘密の保護強化等)
- (2) 知的財産に関わる人材養成
(専門人材の育成、知的財産教育の充実等)
- (3) 知的財産に関する国際戦略
(制度の国際的調和、海外での権利取得促進等)